# 重要事項説明書

居宅介護支援のサービス提供の開始にあたり、厚生省令第38号第4条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. ご利用の事業所

事業所の名称 医療法人大朋会 岡崎訪問看護ステーションひまわり

事業所の所在地 岡崎市羽根町字中田34

管理者の氏名 水谷 宇多子

電話番号 0564-55-2121 FAX番号 0564-55-1333

2. 当事業所の運営方針

- ① 訪問看護を提供することにより、家庭における療養生活を支援し、その心身機能の維持・回復を目指し、生活状況の向上に努めるものとします。
- ② 事業の運営にあたって、緊急の出来事にも柔軟に対応できる体制を整備し、利用者ご家族が安心して療養生活を送れるようにします。
- ③ 事業の運営にあたって岡崎市、幸田町の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携に努め、 必要なサービスが必要なときに受けられるようにします。
- 3. 訪問実施地域 岡崎市 幸田町
- 4. 営業日及び営業時間

営業日 月~土 (土曜日午後・日曜日・12/30~1/3休み)

営業時間 9:00~17:30 土のみ9:00~13:00

5. 職員の職種

職種	常勤	非常勤
管理者 (看護師)	1	
看護師	2	
理学療法士等		1

#### 6. 当事業所が提供するサービス

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについては、利用料金が介護保険から給付される場合と利用料金の一部又は、全額を負担していただく場合があります。

《訪問看護サービス内容》

- ① 病状の観察・・血圧、体温、脈拍の測定や病状の観察、主治医との連絡などを行います。
- ② 日常生活の援助・・清拭・入浴の介助、食事・排泄の介助等を行います。
- ③ 機能訓練及び指導・・日常生活に必要な援助(食事・排泄・移動等)リハビリを行います。
- ④ ご家族への指導・・療養上のご相談、福祉サービス、介護用品利用のお手伝い
- ⑤ 医師の指示の医療処置・・床ずれの予防や手当て、膀胱留置カテーテル等の処置など医師の 指示により行います。

# 7. 利用料金

〈サービス利用料金〉

# 介護保険の給付対象となるサービス

利用料金の7~9割が介護保険から給付されます。

\*地域区分は1単位 10.42円で計算されます。

# ●令和6年6月1日からの利用料金表

2024年6月改定

				介護	支援	
看護		20 分未満		314 単位	303 単位	
	30 分未満		471 単位	451 単位		
	30 分以上 60 分未満		823 単位	794 単位		
		60 分以上 90 分未満		1,128 単位	1,090 単位	
リハビリ	- 回あたり 20 分		294 単位	284 単位		
	看	護職員の訪問回数を超える場合		1回につき8単位減算あり		
緊急時訪問看護加算Ⅱ(月1回)		574 単位				
特別管理加算 [ (月 1 回)		500 単位				
特別管理加算	理加算Ⅱ(月1回)		250 単位			
如同加管(转	+888	地味の日のない	I	350 単位		
物凹加异(剂	况l刊	始時の月のみ)	I	300	単位	
退院時共同指	導加	算(1 回につき)		600 単位		
看護介護職員連携強化加算		250 単位				
サービス提供体制強化加算 I (1回につき)		6 単位	6 単位			
ターミナルケア加算(死亡月)		2500 単位				
複数名訪問看護加算Ⅰ						
所要時間		30 分未満の場合		254 単位		
		30 分以上の場合		402	単位	
複数名訪問看	護加	 算Ⅱ				
所要時間		30 分未満の場合	30 分未満の場合		201 単位	
	30 分以上の場合		317 単位			
長時間訪問看護加算		300 単位				
早朝・夜間・深夜の訪問看護						
早朝	朗 (6時から8時)		所定単位数の 25%を加算			
夜間	夜間 (18 時から 22 時)		所定単位数の 25%を加算			
深夜	深夜 (22 時から 6 時)		所定単位数の 50%を加算			

#### 介護保険の給付対象とならないサービス

(1) 材料費 保険適応外の衛生材料 実費相当額

(2) 交通費 岡崎市・幸田町以外 1回500円

(3) 取消料 利用予定日の前日までに申し出がなく、訪問してしまった場合、 取消料として実費 (8500円) をご負担いただきます。 なお、体調不良の場合はこの限りではありません。

#### 8. 利用料金のお支払い方法

利用料金は、1ヶ月まとめて利用者又は利用者指定の口座(岡崎信用金庫のみ)から引き落とし又は、現金にてお支払いいただきます。

#### 9. 利用の中止、変更等

- (1) 利用予定日の前に、利用者の都合により、訪問看護サービスの利用を中止又は変更する場合は、サービス実施日の前日までに事業者に申し出てください。但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- (2) サービス変更の申し出に対して事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

### 10. 事故発生時・緊急時の対応方法

サービスの提供中に万が一事故が発生したり、様態の変化などがあった場合は、その状況により主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業所及び市町村等へ連絡します。

#### 11. 損害賠償責任

事業所は本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、この限りではありません。

#### 12. 身体拘束

事業所は身体拘束を原則禁止しています。緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合は、 その様態及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録に残しま す。

#### 13. 虐待の防止

事業所は虐待の発生またはその再発を防止するため、委員会を設置し、指針を整備し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。また、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

#### 14. ハラスメントの防止、対策

事業所は各種ハラスメントを防止するために必要な措置を講じます。職員がハラスメントに相当と認められる行為を受けた場合は、サービスの提供を中断または契約を解除する場合があります。

#### 15. 衛生管理

事業者はサービスに使用する備品や器具等の清潔保持に努め、定期的に消毒を実施するとともに、常に衛生管理及び感染症発生時における事業継続計画に基づく対策を行っています。

#### 16. 業務継続計画の策定

事業者は、感染症や非常災害の発生において、サービスを継続的に実施するための計画および非常時体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、訓練を行っています。

#### 17. 電子資格確認

事業者は、健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認を行う体制を有しており、利用者の診療情報を取得し、及び活用して、質の高い看護が提供できるよう取り組んでいます。

#### 18. その他

- (1) サービスを担当する職員は、基本的には受け持ち制としておりますが、事業所の都合により変更することがあります。又、計画されているサービス時間であっても、訪問の都合や交通事情により遅れることがあります。
- (2) 感染予防のため手洗い等を実施しております。訪問看護の前後及び処置の内容によっては、手洗い場(洗面所)の提供をお願いします。
- (3) 職員が利用者からお茶やお菓子、お礼の品物等を受け取ることを禁止しています。
- (4) 職員が安全にケアを行うため、大切なペットを守るためにも、訪問中はペットヘリードを付けていただくか、ゲージや居室以外の部屋へ保護するなどの配慮をお願いします。

#### 19. 苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

#### ★苦情相談窓口

岡崎訪問看護ステーションひまわり(水谷)	$ \text{Tel } 0 \ 5 \ 6 \ 4 - 5 \ 5 - 2 \ 1 \ 2 \ 1 \\$
当法人相談窓口 (加藤)	Tel 0 5 6 4 - 5 5 - 2 5 5 5
岡崎市介護保険課	Tel 0 5 6 4 - 2 3 - 6 6 8 2
幸田町福祉課介護保険グループ	Tel 0 5 6 4 - 6 3 - 5 1 1 7
愛知県国保連合会介護福祉室苦情調査係	Tel 0 5 2 - 9 7 1 - 4 1 6 5

指定訪問看護サービスの提供の開始に際し、	本書面に基づき	より
重要事項の説明を受けました。	-	

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問看護サービスの提供開始に 同意しました。

 年 月 日

 利用者
 住所

 氏名
 日

 利用者の家族等
 住所

 氏名
 日